

福生市制施行50周年記念冠使用等事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「福生市制施行50周年記念」を事業名に冠して使用し、又は福生市制施行50周年記念ロゴマークを使用すること（以下「冠使用等」という。）に関する手続について定め、市民こぞって市制施行50周年を祝う気運を醸成することを目的とする。

(対象)

第2条 冠使用等の対象事業は、公共的団体その他市長が適当と認める団体（以下「団体」という。）が実施する事業のうち、その目的及び内容について市制施行50周年記念に寄与すると認めるもので、次に掲げる要件を満たしたものであるとする。

- (1) 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に実施されるもの
- (2) 法令等又は公序良俗に反しないもの
- (3) その他市長が特に必要とする要件を満たしているもの

(事業の登録)

第3条 冠使用等を行おうとする団体は市長にその旨を申し出るものとし、市長はその事業を登録するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。